

用語解説

※1 中核施設（コア）

エコミュージアムの中心となる施設のことです。エコミュージアムの範囲内に点在する遺産や現地保存施設とのネットワークをもとに、エコミュージアムの企画・運営、情報発信を行うほか、ネットワーク内の伝達基地としての役割をもっています。エコミュージアム全体の運営を中心的に担うため、中核施設（コア）内には事務局や研究室のほか、交通案内も含めた各衛星施設（サテライト）を紹介する展示スペースや、図書室、会議室等の設置が望まれます。

※2 衛星施設（サテライト）

従来の博物館のように、遺産を現地から切り離して1ヵ所で収集するのではなく、エコミュージアムの範囲内に点在する、現地で保存されている遺産や、それを保存する施設等のことをいいます。史跡や重要遺跡等の文化財、生涯学習施設や博物館施設、図書館や学校、歴史的建造物や自然遺産、歴史や商業に関連する民間施設等がこれにあたります。

※3 発見の小径（ディスカバリートレイル）

エコミュージアムの範囲内の衛星施設（サテライト）や中核施設（コア）を結ぶ散策路のことをいいます。この散策路にはストーリー性をもったテーマが与えられます。利用者はこのストーリーに沿って中核施設（コア）から各衛星施設（サテライト）、または衛星施設（サテライト）から衛星施設（サテライト）へとめぐっていくため、地域に点在する遺産の新たな魅力を発見することができます。このような「新たな発見」を促す道であることから、発見の小径（ディスカバリートレイル）と名づけられています。

※4 MLA 連携

文化的情報資源を収集・蓄積・提供する公共機関であるという共通点を持ち、情報資源のデジタルアーカイブ化（博物館・美術館などの所蔵資料や、大学・研究機関などの公共性が高いデータを電子化して管理・公開するシステム）等の課題を共有している博物館〈Museum〉・図書館〈Library〉・文書館〈Archives〉の間で行われる連携・協力活動のことです。鎌倉市の場合は、図書館・鎌倉国宝館・鎌倉歴史文化交流館の3館の連携のもとで資料のデジタル化等を促進し、資料の公開と利用の利便性を図ります。

鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会条例

(趣旨及び設置)

第1条 この条例は、鎌倉市にふさわしい博物館の基本構想の策定に関し必要な事項を調査審議する鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体が推薦する者
- (3) 社寺に関係を有する者
- (4) 市社会教育委員
- (5) 市立小学校の校長が組織する団体及び市立中学校の校長が組織する団体が推薦する者

(任期)

第3条 委員の任期は、委員会の所掌事項の処理が終わるまでの期間とする。

2 前条第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(臨時委員)

第4条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときに解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会条例（平成 年 月条例第 号）第5条の規定に基づき、鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長等)

第2条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(会議の公開)

第4条 会議は、公開とする。ただし、委員長が公開することが適当でないとき認めるときは、これを公開しないことができる。

(意見の聴取)

第5条 委員会は、その所掌事項について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事)

第6条 委員会に幹事10人以内を置く。

2 幹事は、市職員のうちから教育委員会が任命し、委員会の所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、この委員会の所掌事務を 所管する課等において処理する。

(その他の事項)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会 委員及び幹事名簿

※名簿はすべて令和元年(2019年)10月25日現在

◎印：委員長 ○印：副委員長

	区分	氏名	所属
◎委員	学識経験を有する者	高橋 慎一郎	東京大学史料編纂所
委員	公共的団体が推薦する者	石山由夫	鎌倉風致保存会
委員	公共的団体が推薦する者	小池 忠紀 (～令和元年9月30日)	鎌倉市観光協会
委員	公共的団体が推薦する者	小泉 親昂	鎌倉市自治町内会総連合会
委員	公共的団体が推薦する者	廣瀬 信	鎌倉商工会議所
委員	社寺に関係を有する者	大三輪 龍哉	浄光明寺
委員	社寺に関係を有する者	軽部 弦	鶴岡八幡宮
○委員	社会教育委員	島田 正樹	社会教育委員
委員	市立小学校の校長が組織する 団体が推薦する者	關根 木綿子	山崎小学校
委員	市立中学校の校長が組織する 団体が推薦する者	三好 晃秀	大船中学校

(敬称略) (公共的団体の推薦する者及び社寺に関係を有する者の中で五十音順)

幹事名簿

	区分	氏名	所属等
幹事	職員	藤田 聡一郎	文化人権課担当課長
幹事	職員	廣川 正	観光課長
幹事	職員	秋山 崇	みどり課長
幹事	職員	田邊 由洋	公園課長
幹事	職員	石川 眞喜	教育指導課長
幹事	職員	青木 達哉	中央図書館長
幹事	職員	鈴木 庸一郎	文化財課担当課長
幹事	特別職非常勤職員	青木 豊	鎌倉歴史文化交流館長
幹事	特別職非常勤職員	鈴木 良明	鎌倉国宝館長

事務局名簿

区分		氏名	所属等
事務局		榭淵 規彰	文化財部長
事務局		高木 明	文化財部次長兼文化財施設課長
事務局		菅原 日出人	文化財施設課鎌倉歴史文化交流館担当係長
事務局		金子 智哉	文化財施設課鎌倉国宝館担当係長
事務局		大澤 泉	文化財施設課鎌倉歴史文化交流館担当

鎌倉市にふさわしい博物館基本構想 検討経過

第1回鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会

日 時 平成31年3月22日（金）午後1時30分から

- 1 協議事項
 - (1) 委員長・副委員長の選出について
- 2 報告事項
 - (1) 鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会の目的について
 - (2) これまでの取り組みについて
 - (3) 今後のスケジュールについて

第2回鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会

日 時 令和元年(2019年)7月2日（火）午後1時30分から

- 1 議題
 - (1) 鎌倉市にふさわしい博物館基本構想の検討にあたっての基本的な考え方について
 - (2) 基本構想の章立て等について

第3回鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会

日 時 令和元年(2019年)10月25日（金）午後2時から

- 1 議題
 - (1) 鎌倉市にふさわしい博物館基本構想（案）の具体的な内容について
 - (2) 今後のスケジュールについて

鎌倉市にふさわしい博物館基本構想（素案）に対する意見公募（パブリックコメント）

- 1 意見公募方法等
 - (1) 意見公募期間
令和2年(2020年)1月15日（水）から2月13日（木）までの30日間
 - (2) 意見公募の周知方法
 - ア 市ホームページ・広報かまくら2月1号への掲載
 - イ 文化財施設課（鎌倉国宝館）、市役所ロビー（本庁舎1階）、中央図書館・腰越図書館・深沢図書館・玉縄図書館・大船図書館、市ホームページにおける素案の配布
 - (3) 意見の受付方法
 - ア 鎌倉国宝館への直接提出
 - イ 本庁舎ロビー、各図書館の意見回収箱への投函
 - ウ 郵送
 - エ FAX
 - オ 電子メール

2 意見公募結果

(1) 意見の総数 22 通

(2) 受付方法の内訳

ア 投函 18 通

イ FAX なし

ウ 電子メール 4 通

(3) 提出者の居住地の内訳

ア 鎌倉地域 12 通

イ 深沢地域 2 通

ウ 大船地域 3 通

エ 玉縄地域 3 通

オ 腰越地域 1 通

カ 不明 1 通

第 4 回鎌倉市にふさわしい博物館基本構想検討委員会

新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ観点から、書面による会議を行った。